

# 入札説明書

## 「令和6年度学校給食残さ資源化処理業務委託」

令和6年1月16日公示分

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和6年度学校給食残さ資源化処理業務委託

### (2) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (3) 概要

食品に係る資源の有効的利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出抑制を図るため、各学校や学校給食センターより運び込まれた給食残さについて資源化（飼料化）を行う業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」・種目「産業廃棄物処分」で登録されている者。
- (3) 資源化処理施設がある自治体の一般廃棄物処分業許可証を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調理残さ及び食べ残しの飼料化処理が可能であること。
- (6) 事業所の製造工程等が、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）別表第1の6の規定に適合していること。
- (6) 登録再生利用事業者であること。
- (7) 資源化処理施設が川崎市近郊にあること。

## 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

### (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室〔学校給食〕千葉・新担当

イ 閲覧期間 令和6年1月16日（火）～令和6年1月22日（月）

（土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

### (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市教育委員会ホームページ「その他」の「令和6年度学校給食残さ資源化処理業務委託受託事業者募集について」（アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000157230.html>）

イ 閲覧期間 令和6年1月16日（火）～令和6年1月22日（月）

#### 4 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

また、提出された競争参加申込書等を審査した結果、当該業務の入札に参加することが認められた者に限り、入札に参加することができます。

##### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室〔学校給食〕千葉・新担当

電話：044-200-3299・2538（直通）

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。）

入札説明書、競争参加申込書は、上記3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

##### (2) 提出期間

上記3(1)イに同じ。ただし、書留郵便による場合は、令和6年1月22日（月）まで必着とします。

##### (3) 提出書類

###### ア 競争参加申込書

上記3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記3(1)イの期間に配布します。

###### イ 資源化处理施設がある自治体の一般廃棄物処分業許可証の写し

###### ウ 資源化处理施設がある自治体の再生利用登録を証するものの写し

###### エ 事業所の製造工程等が、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）別表第1の6の規定に適合していることが確認できる書類

##### (4) 提出方法

持参又は書留郵便とします。

##### (5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記(1)の場所とします。

#### 5 資料の縦覧

3(1)アの場所、3(1)イの期間で縦覧に供します。

#### 6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、令和6年1月23日（火）までに「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録の電子メールアドレスに送付します。

## 7 仕様に関する問合せ先

### (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込みを済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

#### ア 問合せ先

上記4(1)まで入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、持参、電子メールで送付してください。また、電子メールで質問をする場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。電話等による問合せには一切応じません。

なお、質問書は、上記3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

#### イ 質問受付期間

令和6年1月24日（水）～令和6年1月26日（金）

（土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

### (2) 回答

ア 回答予定日 令和6年2月1日（木）まで

#### イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、全ての質問及び回答を一覧表にした回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して電子メールで送付します。質問がなかった場合には、連絡はいたしません。なお、回答後に再質問は受け付けません。

## 8 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格申請について、虚偽の申請をしたとき。

## 9 入札の手続等

### (1) 入札、開札の場所及び日時

ア 日時 令和6年2月5日（月）午後1時15分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1

(2) 入札の方法、金額等

ア 所定の入札書及び入札内訳書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印（委任状に押印したものと同一印鑑）が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、1kgあたりの単価（税抜き）を入札金額として行います。なお、入札内訳書の残さ飼料化処理業務費用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第12項の通り、資源化処理施設がある自治体が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超えない額となるよう御注意ください。また、調査報告等業務費用については、その他に係る経費を含め見積るものとします。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類（委任状）を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求められる場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。また、第8条2項により、再度入札に参加することができる者は、その前回の入札

に参加した者とします。

## 10 契約手続き等

### (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

## 11 その他

(1) この公表に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は4(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。